

説明書[プロポーザル方式]

委託業務名	唐津港港湾計画基礎調査業務委託（貨物量推計）		
履行期間	契約締結日～ 令和9年1月22日(金)	履行場所	佐賀県唐津市
契約上限額	10,000千円	説明会	実施しない
仕様書等に対する 質問書提出期限	令和8年3月25日(水) 午後3時まで	参加資格確認申 請書及び関係書 類提出期限	令和8年3月25日(水) 午後5時まで
提案書提出期限	令和8年4月10日(金) 午後5時まで	プレゼンテーシ ョン	令和8年4月20日(月)～ 4月24日(金) (予定)
		最優秀提案者の 決定(提案書の決 定通知)	令和8年4月28日(火) までに通知

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書（様式第2-1号又は様式2-2号） 1部
- イ 共同事業体協定書（様式第2-3号） 1部 ※共同企業体の場合のみ
- ウ 誓約書（様式第3号） 1部
- エ 会社概要（パンフレットで可） 1部
- オ 実績書（様式第4号） 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等に対する質問について

仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メールにより提出すること。電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。

なお、回答については、3月25日(水)までに質問者へ個別で電子メールにて回答するとともに、県ホームページに公開する。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 表紙（様式第6号）・・・正本1部 副本6部
- イ 提案書（任意様式）・・・7部

(2) 提案書の内容

- ア 仕様書記載の業務内容に関する具体的な実施方法等
- イ 実施スケジュール
- ウ 業務実施体制(業務実施体制図、責任者(プロフィール、活動実績を記載)、担当者、要員など)
- エ 見積書及び見積書内訳書

(3) 作成にあたっての注意事項

- ア A4縦長左綴じ(ホチキス留め)
- イ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し等)を添付する。

(4) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(5) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(6) 提出は持参又は郵送による。

(7) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

(1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(2) プレゼンテーションは、1者あたり30分程度(プレゼン20分、質疑10分程度)とする

(3) 会場での参加の場合は、参加者側の出席者は3人以内とする。(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)

Webでの参加の場合は、原則1アカウントでの参加を原則とする。(発表者は業務を中心的に担当する者が望ましい。)

5 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会で協議の上、最優秀提案者とする。

(4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 参加資格確認申請書の様式
- (3) 共同事業体協定書の様式 ※共同事業体の場合
- (4) 誓約書の様式
- (5) 実績書の様式
- (6) 提案書の様式
- (7) 契約書（案）
- (8) 仕様書
- (9) 仕様書等に対する質問書（様式第1号）

10 問い合わせ先

担当課 佐賀県地域交流部港湾課計画・整備担当
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話 0952-25-7163
電子メールアドレス kouwan@pref.saga.lg